

## 登園許可証（医療機関が記入）

医師が記入した登園許可証が必要な感染症

○印	病名	登園停止期間
1	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
2	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで
6	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7	結核	感染の恐れがなくなるまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
9	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
11	腸管出血性感染症（O-157）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

氏名

出席停止期間      月      日から      月      日まで

月      日から登園してもよいことを証明します

医療機関名

医師名

印

切り取り

## 登園許可証（保護者が記入）

医師の登園許可がでた上で保護者が記入した許可証が必要な感染症

○印	病名	登園のめやす
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好
2	溶連菌感染症	治療開始後 24 時間経過し、全身状態が良好
3	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の診断がでるまで
5	ヘルパンギーナ（夏風邪）	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
7	RS感染症	症状が改善し全身状態が良好
8	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで

受診した病院名

氏名

通院した期間      月      日から      月      日まで

登園を許可された日      月      日

上記の通り相違ありません

西暦

年

月

日

保護者名

印